

令和2年5月吉日

保護者 各位

認定こども園 松井ヶ丘保育園
園長 岡崎 礼乃

家庭保育への協力に係る保育料等の返金について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、ご不便、ご迷惑をおかけしているにもかかわらず、当園の運営にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、当園では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登園を自粛して家庭保育にご協力いただきました保護者様に対し、令和2年3月～5月分の保育料・給食費（主食、副食共）を日割り計算で返金致しますのでご連絡致します。つきましては以下の内容をご確認くださいませようよろしくお願い致します。

記

1. 保育料（0～2歳児クラス）

一旦お支払いいただきました保育料について、家庭にご協力いただいた保育の日数に応じて日割り計算により差額を返金致します。

＜日割計算後の保育料算出方法＞

月額保育料×（月の開所日数－家庭保育にご協力いただいた日数）÷25日

※国が定める算出方法で、京田辺市の取り扱いに従った方法です。（10円未満切り捨て）

2. 給食費（3～5歳児クラス）

一旦お支払いいただきました給食費について、家庭保育にご協力いただいた日数に応じて日割り計算により差額を返金致します。算出方法は上記と同様です。

3. 返金方法

3月分の保育料等の返金額を5月分の保育料等の請求（6月12日引落分）にて相殺させていただきます。但し、5月分の保育料等の請求額が、3月分の保育料等の返金額を下回る場合は、6月分の保育料等の請求（7月12日引落分）も引き続き相殺処理させていただきますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。

保育料も給食費も取り扱いは同様となります。

例1）30,000円（当初5月保育料請求額）-10,000円（3月保育料返金額）=20,000円（5月保育料請求額）となり、20,000円を6月12日に引き落としさせていただきます。

例2）6,300円（当初5月保育料等請求額）-10,000円（3月保育料返金額）=-4,700円となりますので5月分の保育料としては引落しはなく、6月分の保育料に相殺処理させていただき当初の6月分の保育料が5月分の請求額と同様に6,300円の場合、6月分の保育料として1,600円お支払いいただくこととなります。

※新3歳児クラスの方が今年度より保育料が無償化となるため、保育料は発生せず、2歳児クラス在籍時の保育料を返金させていただくため例2のようなことが起こります。

ご不明な点等ございましたらお手数をおかけしますがお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

以上

＜ご連絡窓口＞

認定こども園 松井ヶ丘保育園 村上、松村
電話番号:0774-63-2649 FAX:0774-68-2750